

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第1回）

議事録

【開催要領】

開催日時：令和3年4月26日（月）14：00～16：00

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、石川構成員、片桐構成員、木村構成員、小西構成員、建部構成員、
山本構成員

事務局：高原自治行政局長、阿部大臣官房審議官、小川行政課長、吉村行政企画官、
渡邊理事官

【議事次第】

1. 開会
2. 構成員自己紹介
3. 研究会開催要綱について
4. 意見交換
5. 閉会

【資料】

資料1 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会開催要綱
（案）について

資料2 地方財務会計制度の概要・改正経緯について

資料3 地方財務会計制度の課題と見直しの方向性について

【議事録】

○渡邊理事官 それではほぼ定刻となりましたので、ただいまより第1回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会を始めさせていただきたいと存じます。このたびは先生の皆様におかれましては本研究会に御参画を頂き、また本日もお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は本研究会の事務局を担当させていただいております行政課の渡邊と申します。どうぞよろしくお願い申し

上げます。

それでは早速ではございますが、本研究会の開催に当たりまして、自治行政局長の高原から御挨拶申し上げたいと存じます。お願いいたします。

○高原自治行政局長 自治行政局長の高原でございます。研究会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用の中、新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会に御参画を頂き、誠にありがとうございます。緊急事態宣言が発令されているところであり、本日の研究会はウェブ会議による開催といたしました。委員の先生方には開催方法への御協力も賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、地方公共団体の予算・決算、収納・支出、入札・契約、財産等の取扱いを定める財務会計制度については、昭和38年に抜本改正をされて以来、大きな見直しを経ず、特に昨今のデジタル化の動向を受けて今の時代にキャッチアップできていないのではないと、多方面から強く指摘をされているところであります。

また、社会経済活動の大きなプレーヤーである地方公共団体の財務会計制度についても、全体として大きな進展が見られる社会経済情勢の動向を十分に踏まえていく必要があると考えており、昨今のデジタル化に地方公共団体が即応していくために財務会計制度の見直しが求められているとの問題意識を持っているところでございます。

本研究会では、こうした問題意識から、これからの社会経済情勢の変遷に地方公共団体が的確に即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを開催趣旨に掲げました。

御参画いただきました先生方の御知見を賜りながら、新たな社会経済情勢に即応した財務会計制度の在り方について検討を深めていきたいと考えております。本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○渡邊理事官 ありがとうございます。なお、本日の研究会におきましては地方六団体の関係者が傍聴しておりますので、あらかじめ御案内させていただきたいと存じます。

それでは議事の進行を進めてまいりたいと存じます。本研究会の開催要綱につきましては後ほど御説明をさせていただきたいと存じますが、本研究会の座長につきましては高橋滋・法政大学法学部教授、高橋先生に事前をお願いをさせていただき、御承諾を頂いているところでございます。高橋先生に座長をお願いすることについて御異議ござい

ませんかでしょうか。

(構成員から賛同あり)

○渡邊理事官 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは高橋座長に御挨拶をお願いしたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋座長 ただいま座長を拝命いたしました、法政大学の高橋でございます。よろしく願いいたします。行政法を専攻しております。

今、高原局長の御挨拶にもございましたように、本研究会は地方財務制度を幅広く議論するために設置されました。地方分権の時代にありましても、社会の急速な変化とデジタル化の中で財務規律の遵守を確保しながら、社会経済の急速な変化に即応し得る制度を検討することの必要性は増していると考えます。そういう意味で、この研究会の役割は非常に重くて、そのような研究会の座長を務めさせていただくことは光栄に存じております。

ただ、今ございましたように、ウェブ会議になることもあるかと思えます。このようななか、皆様の御協力を得ながら遺漏なく作業を進めてまいりたいと思えます。何とぞよろしく願いいたします。

○渡邊理事官 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行につきましては高橋座長をお願いしたいと存じます。高橋座長、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

○高橋座長 それでは初回でございますので、構成員の皆様方から自己紹介を頂戴したいと思います。御専門分野を簡単に御紹介いただきながら、それぞれ、この研究会に関する関心事項、期待などを含めて自己紹介を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

まずは石川恵子構成員をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○石川構成員 初めまして。日本大学の石川と申します。どうぞよろしく願いいたします。私の研究テーマは、地方自治体の内部統制と監査です。特に最近は人手不足が懸念されていますが、人手に代わる方法ということでデジタル化に関心を持って研究を進めております。組織の中で、デジタル化が進むことで監査あるいは内部統制がどう変わっていくのかについて研究を進めているところです。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋座長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは片桐直人構成員、お願いいたします。

○片桐構成員 大阪大学の片桐と申します。専攻は憲法と財政法でございまして、特に通貨制度に関してこれまで研究を進めてまいりました。地方自治との関係では、21世紀地方自治制度の調査研究会というものに参加させていただきまして以来、常々関心を持っているところですが、今回、収納等の在り方についての検討が進められるということで、その際の住民の皆さんの利便性の向上あるいは公金の適切な管理といった観点から議論に参加させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

木村琢磨構成員、お願いいたします。

○木村構成員 千葉大学の木村と申します。私は行政法を研究しております、研究の駆け出しの頃にフランスの会計制度について少し勉強したことがございまして、その辺りのことを少し思い出しながら勉強させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

小西敦構成員、お願いいたします。

○小西構成員 小西でございます。よろしくお願いいたします。静岡県立大学の経営情報学部勤務にしております。私はもう30年以上前に行政課に勤務をちょっとだけしていたことがあって、実務家出身の、今、大学教員をしているわけですが、自治法の関係では主たる関心はその変遷といいますか、歴史的経緯などを少しだけ調べております。その観点でいうと、今回の研究会のそのタイトル自身が、「改正地方自治法詳説」という昭和38年の時の改正の解説書の中で「近代における社会経済の進展に即応した」と書いてあって、これへのオマージュがあるんだなと思いました。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは建部雅構成員、お願いいたします。

○建部構成員 成蹊大学の建部でございます。専門は民法でして、研究テーマは人格権、そして現在書いておりますのは検索事業者に対する削除請求の可否ということで、あまり直接関係ないのですが、何かお役に立てることがありましたら大変光栄に存じます。すいません、今、ちょっと子供の預け先が今日なかったため乱入してしまいますけれども、今後保育園等に預けて参加させていただくことになるかと思っております。よろしくお

願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございます。

山本隆司構成員、願いいたします。

○山本構成員 東京大学の山本と申します。専門は行政法です。このテーマについて特に詳しいというわけではございませんけれども、今日も後から話が出てくるかと思いますが、5年ぐらい前でしょうか、同じようなテーマの研究会に参加させていただきまして勉強させていただきました。その時に既にデジタル化の問題はあったのですが、さらにその後急速にその動きが進んでおりますので、また勉強しながら参加させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○高橋座長 よろしく願いいたします。

また、総務省側の御出席者について御紹介を頂戴したいと思います。よろしく願います。

○渡邊理事官 画面の奥のところ、向かって左側、自治行政局長の高原でございます。右側、大臣官房審議官の阿部でございます。

○阿部審議官 よろしく願います。

○渡邊理事官 左の列、手前から2番目、行政課長の小川でございます。

○小川行政課長 小川でございます。よろしく願いいたします。

○渡邊理事官 一番手前、理事官、事務局の渡邊でございます。どうぞよろしく願ひ申し上げます。

以上です。

○高橋座長 それでは議事に入ります。次第の3、研究会開催要綱について事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしく願います。

○渡邊理事官 ありがとうございます。

資料1「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会 開催要綱（案）について」を御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして1ページ目を御覧いただければと思います。まず、本研究会の趣旨でございます。昨今の人口減少社会、新型コロナウイルス感染症やデジタル化の動向を踏まえまして、これからの社会経済情勢の変遷に地方公共団体が的確に即応していくために、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うこと

を本研究会の目的とさせていただいております。

構成員は、2枚目でございますが皆様のお名前を掲げさせていただいているところでございます。座長は先ほど選任させていただいたところでございます。

議事につきましては、座長が研究会を招集し、主宰することとしております。必要に応じて、必要な方の出席を求め、その意見を聴取することができることとされております。

次に、お諮りしたいところでもございますが、研究会の議事の公開の取扱いについてでございます。4、議事の（3）でございます。研究会は原則非公開とさせていただくことではございますが、研究会終了後に配付資料を公表することと、議事録を作成した上で公表させていただくことを原則とさせていただきたいと存じます。このような取扱いにさせていただくことについて御了承を賜われればと思います。

開催期間は本年の4月から開催させていただくということでございます。

庶務は当課、行政課が行わせていただくということでございます。

要綱の説明は以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは次に、資料について事務局に御用意いただきましたので、事務局から説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○渡邊理事官 引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

まず、財務会計制度の概要ということで簡単に御説明をさせていただければと思います。資料2を御覧いただければと思います。「地方財務会計制度の概要・改正経緯について」という資料でございます。

おめくりいただいて1ページを御覧いただければと存じます。まず、地方財務会計制度の仕組みでございます。財務ということですが一般的には財政の運営に関する実務と解釈されているところがございまして、地方公共団体の歳入を受けるところ、支出、公金の管理、そして財産の購入であるとかその購入した財産の管理・保管・処分、あとは経済活動でございます予算の執行であるとかを決算という形で取りまとめて公表するところまで、一連の財務会計行為が地方自治法に規定されているところでございます。これを首長が行うことを原則として、これをチェックする仕組みとして議会があつたり、住民の方々のチェックがあつたり、監査委員のチェックがあつたり、はたまた一方で地方財務会計の事務の一部を民間企業であつたりそういったところをお願いをするとか、

そういった関わりのある制度でございます。

これがどのような法体系になっているかにつきましては2ページで御説明させていただければと思います。2ページを御覧いただければと存じます。地方自治法に第9章、財務という章立てで規定が置かれております。第1節、会計年度及び会計の区分から第11節、雑則まで、計63条の条文がございます。他の自治法の規定に比べてかなり規律の密度の高いところがございます。そのほか地方自治法施行令、また省令、地方自治法施行規則にも規定が多くあるところがございます。

比較としまして、国の法律も掲げさせていただいております。地方自治法で定める財務会計制度に相応する国の法律を掲げさせていただいております。財政法とか会計法とか国有財産法であるとか、その他諸法によって国の財務会計制度が定まっているところがございます。合計で法律ベースで270条の条文が地方自治法並びで規定が置かれているところがございます。

地方公共団体の場合ですと、国の法令に加えて条例、規則で、また法律の委任なりを受けて規定をされているところがございます。

3ページを御覧いただければと存じます。具体的に個別の制度ごとにどのようなことが法律なり政令なり省令なり条例、規則で規定がされているか、その範囲を表した資料でございます。予算を取ってみますと、法律では会計年度独立の原則であるとか、総計予算主義であるとか、予算の内容とか、そういった大則が法律で定められておまして、その詳細の規定が政令なり省令で落ちていっています。省令では特にその様式のようなレベルものが省令事項となっているところがございます。契約についても、契約の種類であるとか入札原則であるとかそういった大きなところは法律で定まりまして、随意契約の要件であるとか手続であるとかこういったものが政令で定まっているものがございます。

その他、太字で自治体の関心が強いところを表させていただいておりますけれども、特に関心が高いところは公金の管理でございます。右から2番目の列であります。公金に管理につきましては、公金の管理は原則として地方公共団体が行わなければならないという原則などが定まっているほか、政令でその手続が定まっている、もしくは指定金融機関の指定の手続などが規定されているところがございます。

4ページを御覧いただければと思います。なぜこのように規律密度が高いのか、このような制度になっているのかということでございます。地方財務会計制度は地方公共団

体の経済活動として捉えるということであれば、経済活動ということですので様々なプレーヤーと密接に関連しているところでございます。ここで書かせていただいておりますように、真ん中に地方公共団体を置かせていただきまして、その周りを囲むように住民であったり、民間企業等であったり、国であったり、他の地方公共団体との関わりがあるところでございます。

それぞれとの関わりにおいて一定のルールの規範化が必要だということで、それぞれの目的に応じて規定が置かれていると。それぞれの総体が地方財務会計制度となっているということございまして、住民との関係におきましていうと特にチェック機能の必要性、住民による首長の財務行為の監視機能の確保の必要性、あとは住民の権利・義務の確保等の必要性があるというところで、一定の規律が必要であると考えられております。

民間企業との関係におきましては、特に入札・契約分野が顕著ということだと思えますけれども、他の経済主体との関わりについての規範化の必要性から、一定のルールが財務会計制度に設けられているのではないかと考えられているところであります。

そのほか、国、他の地方公共団体におきますと、同じ公共団体、公的団体でございますので、一定の連動性が必要だということで、その連動のルール化が地方財務会計制度に設けられているところでございます。特に予算・決算のことで顕著であろうかと思えます。

翻って地方公共団体の内部でありますけれども、財務会計行為は首長の専属的な権限でございますが、そのチェック行為として議会の権限が係らしめているところが多くあるところでございます。特に予算の決定であるとか、重要な契約の承認であるとか、そういったところに議会のチェックが必要ということとなっております。

このような様々なプレーヤーがあつて、それぞれの関係性について総合的に配慮することが必要ということございまして、地方財務会計制度としてルール化がされているものであります。

そもそもこの制度の始まりでございますが、先ほど小西先生からも御紹介いただきましたように、昭和38年に地方自治法の改正が行われたところでございます。資料の5ページを御覧いただければと思います。

今般の時代背景と変わらないところがあるのかもしれないとは感じているところでありますが、昭和38年改正時の目的としましては、現行地方財務制度の不備を改善し整

備するということ。明治以来の制度をそのまま踏襲しているところが少なくなかった。実情にそぐわなかった。時代の進歩に後れている、という指摘が多かったということでございます。あとは、地方公共団体の内部管理事務の処理体制と処理方法を近代化するという。そして新しい時代の住民生活の要請に応えるという必要性。それらをもって地方自治の適正かつ能率的な運営の確保を目的としたというのが、昭和38年の改正の目的でございます。

改正のポイントは現行制度に通ずる部分がありますので省略させていただきますが、これらの改正は、法律で地方財務会計制度調査会が設置され、昭和34年から37年にかけて議論され、一定の答申が出て、それを踏まえて改正したというものでございます。

参考までに、6ページにはその地方財務会計制度調査会の概要を書かせていただいております。特に構成員のところを見ますと、会長には田中二郎先生にお務めいただきまして、そのほか学識経験者14人であるとか、政府関係者も参画して審議が進められたところでございます。

引き続きまして7ページを御覧いただければと思います。昭和38年に制度が制定されて以来の改正項目をざっと書かせていただいております。昭和49年の行政財産の見直し等がございますけれども、特に多くなってきたのは、平成15年ぐらいに入ってから改正が数多く見られるようになりました。これは当時の構造改革特区要望なり規制改革要望で、政府としてそのような提案を地方公共団体なり経済団体から受け付けて、それを実現する枠組み、仕組みが整えられたことがありまして、そのような要望を踏まえて地方財務会計制度の見直し累々と行われてきたところでございます。

以上で制度の概要と改正経緯について御説明をさせていただきました。

引き続きまして資料3を御覧いただければと存じます。「地方財務会計制度の課題と見直しの方向性について」と記した資料であります。

1ページおめぐりいただきますと、これまでの財務会計制度についての国の審議会などの御提案、指摘事項を掲げさせていただいているところでございます。平成20年の地方分権改革推進委員会による地方分権改革推進委員会第1次勧告から掲げさせていただいております。この時の時代背景としましては、これらの勧告に基づく義務づけ、枠づけの見直し、そして一方、会計検査院による地方公共団体の検査によりまして、数多くの地方公共団体、都道府県レベルで不適正経理が発覚したということがございます。それらの時代背景を踏まえまして、地方公共団体の財務会計における透明性の向上と自

己責任の拡大、そして制度に関する選択の余地を拡大する方向で地方自治関係法制の見直しを求めていくという大きな方針が1次勧告で提示されたところでございます。

それを踏まえまして3次勧告、1つページをめくっていただいて2ページ、太字の辺りを御覧いただければと思います。政府は、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から、財務会計制度の見直しに着手する必要があるとあって、その改革の方向性を国民に提示すべきであるということが提言されたところでございます。ここにも書いてありますけれども、財政運営上密接な関係にある国と連動した制度体系を維持する必要のあるものなどについては、国の財務会計制度と一体となった見直しが必要ということも併せて御提言いただいたところでございます。

3ページ目を御覧いただければと思いますが、さらに踏み込んだ形で、特に透明性の向上であるとか説明責任の拡大という観点から、財務諸表、財務4表の導入にさらに取組を進めるべきではないかということが御提言されたところであります。

その上で、当時第29次地方制度調査会が開催されていまして、監査制度の見直しについてはそちらの地制調で御議論があったところでございます。

続きまして4ページを御覧いただければと思います。当時民主党政権の時に置かれていました地方行財政検討会議の検討結果を踏まえた、総務省としての地方自治法抜本改正についての考え方が提示されたところであります。ここにおきましても、監査制度、財務会計制度の見直しといたしまして、財務会計制度について国の制度との整合性を踏まえ、実務に無用な混乱を生じないように配慮しつつ、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直しを行い、具体的な方策について引き続き検討することとされたところでございます。

その上で、5ページを御覧いただければと思いますが、平成27年に地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書を当時の研究会でまとめていただいたものでございます。この中では、地方公共団体の財務制度が社会経済情勢の変動を踏まえた合理的なものであることが必要であること。より効果的・効率的な財務事務の仕組みに改変することが必要。地方公共団体の行政運営の円滑化・合理化のための見直しを実施すべきという、基本的な方向性を御提言いただいたところでございます。この提言を踏まえまして、ICTの進展への対応であるとか財務制度における柔軟性の確保とか、そういうことを御検証いただきまして、個別の項目ごとに改正なり見直しの方向性を御提示いただいたところでございました。

6 ページを御覧いただきましたように、収入の方法の多様化であるとか、支出方法の多様化であるとか、契約方法の導入であるとか、7 ページに行きまして、指定金融機関制度の見直しであるとか、そういったことに関してそれぞれの項目ごとに見直しの方向性なり御提言を頂いたところでございます。

8 ページを御覧いただければと思いますが、これは昨今の財務会計制度に関する議論の御提言を頂いたところでございまして、まず令和3年度の税制改正大綱でございまして、この税制改正大綱におきまして、スマートフォンを使用した決済サービスによる納付のための所要の措置の御提言がされたところであります。後ほどまた説明させていただきますが、これを踏まえまして、地方税法改正の中で自治法を改正いたしまして新たな収納制度を設けさせていただいたところでございまして、来年1月から施行することとなっております。

そのほか、分権提案に基づく閣議決定が昨年12月にされたところでございます。公金の取扱いの原則は地方公共団体が行うこととされておるところでございましてけれども、一定の範囲において私人に認めているところでございますが、この範囲をさらに拡大していくべきではないかという御提言を踏まえて、私人に委託することができる可能な範囲をさらに見直していくという提言をお示したところでございまして、具体的な成案を得たものについては令和3年中に行うこととなっております。下段の2パラ目でございますけれども、公金の徴収・収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含めて、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を行うこととするということが示されたところでございます。

よろしければ、この取扱いについてもこの研究会でいろいろ御審議、御検証を頂ければと思っております。

さらに重ねまして、最近の財務会計制度の見直しに関する地方公共団体なりからの御要望を取りまとめさせていただきました。9 ページ以降を御覧いただければと思います。平成26年から分権提案が開始されておりますので、分権提案を26年以降のものを掲げさせていただいておりますが、様々な改正要望がされているところでございます。平成26年ですと複数落札入札制度の導入が求められていたところでございます。27年では財産制度の見直し、債権回収業務の見直しであるとか、そういったところで御提言いただいたところでございます。28年についても先ほど申し上げました私人委託制度の拡充について御提言があつて、対応させていただいたところでございます。29年に

についても行政財産の取扱いについて御提言があったところでございます。

引き続きまして10ページをお願いいたします。平成30年度でございますけれども、こちらについても様々御提案いただいたところでございますが、特にクレジットカードのみならず電子マネーを利用した公金の納付も可能とするような御提案が寄せられたところでもあります。令和元年度には災害時における立替払いの追加について御提言があったところでございます。令和2年、前回でございますけれども、地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とするという御提言が寄せられているところでございます。その他、電子契約の締結における電子証明書の取扱いであるとか、長期継続契約の範囲についての御要望もあったところでございます。それぞれ対応させていただいているところでございます。

一方、規制改革関係ということで民間の方からの御要望もあるところでございます。まずは競争入札参加資格審査申請書の標準化が求められているところでございます。次に、先ほどとつながるところでございますが、地方公共団体の電子契約でクラウド型電子署名が利用できるような制度見直しの御提案があったところでございます。次に、これも規制改革関係でございますけれども、地方公共団体と指定金融機関の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、地方公共団体の指定金融機関に対する手数料などの経費負担の見直しを、全国銀行協会などから御提案が寄せられているところでございます。その経費負担の見直しを地方公共団体に対応を促してもらいたいと御提言があって、現在対応させていただいているところでございます。

そのほか、クレジットカード支払いについて明確にしてもらいたいとか、御提案があったものについては通知の発出などにより対応させていただいているところでございます。

以上が昨今の財務会計制度をめぐる様々な御提言、御意見をざっとであります御紹介させていただきました。

引き続きまして12ページを御覧いただければと思います。これまでの御説明させていただいた内容を一度総括する形で御説明させていただければと思います。この財務会計制度の特徴と傾向、課題、懸案、そういった形でお話しさせていただければと思います。

地方公共団体の財務会計制度の特徴・傾向としまして、まず、公正性、公平性なり中立性の水準の在り方をどこに求めていくかということがございます。先ほど来申し上げ

ていますように、地方公共団体は全体として我が国の一つの大きな経済主体と考えますと、その様々な経済主体との関わりの中で我が国の社会経済活動が行われているということですから、その大きな経済主体であります地方公共団体の財務会計行為のルールについては当事者それぞれの利害に密接に影響を及ぼすものでありまして、当事者それぞれにとって関心が高いものとなっております。

一般的には経済活動は民法などの一般私法に基づいて行われるというのが我が国の原則的なルールでありますけれども、地方公共団体におきましてはその性質というのでしょうか、存在意義から様々な特例を定めていることがございまして、その特例が財務会計制度ということでございます。

現在の地方財務会計制度で求められています公平性などの水準の確保を原則として、その利害関係の調和を図るために様々な取扱いを定めているものですから、非常に詳細な取扱いになっている、詳細な規定になってしまっているのが財務会計制度の傾向としてございます。

下に図を描かせていただいておりますけれども、全国共通ルール化をいたしますと公平性なりは担保される、国も十分に説明が果たせる、首長などにつきましては国の制度によるものということがございますので、その裁量制に関する説明責任は低くなるところでございますが、自由度も低くなりますし、運用も硬直してしまう。全国統一のルールですので、大企業などの全国的な民間経済活動についてみれば有利でありますし、効率化は図られる側面がございます。規律密度を緩めまして地方公共団体の独自ルール化をしてしまいますと、どうしても制度としては公平性などが担保しづらくなってしまいうような面もございます。そのような両方の要請の中から、どこに公金の公正性などの水準を置くかということが財務会計制度の難しい課題であるのだと考えております。

引き続きまして13ページを御覧いただければと思います。地方公共団体の事務は首長が行うと。総括代表権を持っている首長が実施することとなっております。その事務の執行は首長の専属的権限とされているところでございますが、一定の財務行為につきましては、チェック機能を果たす面から議会の議決事項とされているところが多々あるところでございます。条例であったり予算であったり、そういったことを通じて地方公共団体の首長の財務会計行為を議会がチェックする仕組みになっておるところでございます。そのような両者がありますが、いずれも住民から選ばれる、住民の民主的正

当性を持って選出される立場であるものですから、ここの権限配分、権限のバランスをどう考えるかといったことも財務会計制度の課題、特徴、難しいところと考えておるところでございます。

引き続きまして14ページを御覧いただければと思います。特徴と傾向の3番目でございます。先ほど来申し上げているように、研究会の名称にもさせていただいておりますように、社会経済情勢への即応性をどのように担保していくかということが一つの大きな改題であると考えております。

地方公共団体の財務会計制度は地方公共団体と住民、民間企業などの経済活動に関するインターフェース、窓口の在り方を定めるものということでございますので、我が国全体の社会経済活動の情勢や、特に民間企業の経済活動やICTの技術の進展を十分に踏まえる必要があるということでございます。これは昭和38年の抜本改正以来、常に意を用いて見直しが行われてきたところでございますけれども、先ほど来申し上げているような規律密度の高さから、社会情勢に基づいて改正しようとするとしても事後的な見直しとなってしまいまして、社会経済情勢の一般的なニーズと財務会計制度の間に乖離とかタイムラグがどうしても発生してしまうところがございます。

下に再掲させていただいておりますように、種々改正はさせていただいておりますけれども、言い方をちょっと恐れずに言えば、すぐに時代遅れになってしまう特徴があるということでございます。

その例として、15ページ以降、改正の変遷というのでしょうか、制度ごとに書かせていただいているところでございます。6つほど書かせていただいておりますけれども、かいつまんで主なところを御説明させていただきます。

まず、クレジットカードなどの決済手段は平成18年に制度化されたところでございます。それ以前は公金の納付をクレジットカードで行う制度が自治法上明定されていなかったところでございますけれども、特区要望であるとか規制改革要望を踏まえましてクレジットカード納付の導入が行われたところでありますが、昨今でございますように、スマートフォンのアプリを活用した公金収納であるとか電子マネーが、かなりスマホの普及とともに拡大してきたところでございます。クレジットカード納付、平成18年に制度化されたものにつきましては、条文上、クレジットカードを前提としたものでございましたので、電子マネーを導入する地方自治体に非常にその検討のコストとかがかかっていたところがございますので、先ほど申し上げましたように、税制改正の一環とし

て地方自治法を見直しまして、クレジットカードはもちろん、電子マネーを含めた幅広い決済手段による公金納付を可能とする委託制度を新たに設けさせていただいたところでございます。どうしても、そもそもクレジットカードに限定するという趣旨ではないんですけれども、法律上、正確にクレジットカードというものを規定しようとしてしまうと逆にそれが制限になってしまうという特徴がございます。

今回は、改正させていただきましたところ、そのような決済サービスの特定を法律ではなくて省令で規定できるようにいたしまして、今後の汎用性を確保した制度とさせていただいたつもりではあります。

続きまして16ページでございます。地方公共団体の電子契約をする際に、電子署名と併せて電子証明書を付するという制度となっております。これが平成15年からできたところでございますが、平成15年の行政手続オンライン化法の施行に伴いまして、併せて改正させていただいたところがございます。

まず、昨今寄せられていたのが3つの電子証明書、電子署名法に基づく登録事業者による電子証明書であるとか、公的個人認証の電子証明書、あとは商業登記法の電子証明書に加えて、地方公共団体情報システム機構、J-LISの発行する職責証明書も地方公共団体の実務において普及されているので、これも電子契約において用いられるようにしてもらいたいというのが地方公共団体の要望としてありましたので、これを踏まえて昨年9月に省令改正で追加させていただいたところがございますが、直ちにまた今度はクラウド型電子契約サービス、契約の当事者が所有しない電子証明書、クラウド上にある事業者が発行する電子証明書を活用できる電子契約というサービスがかなり民間において普及されている状況を踏まえて、本年1月にまた省令を改正させていただきました。

それまでは、先ほど申し上げたような4つの電子証明書を省令で掲げさせていただいて、電子契約で用いられることを明示していたところがございますけれども、そのような書き方をしますと、丁寧に明確に書いていることが逆に制約になっていくということだったので、今般は、電子署名に付する電子証明書の種類は、電子署名法2条の電子署名であることの要件として、それぞれの運用者において確認していただくという仕組みにさせていただきました。

ということに伴いまして、法令上、電子証明書を定めない、特定しないこととさせていただいておりまして、今後の汎用性を確保できた改正をさせていただいたと考えてお

ります。

長期継続契約につきましては、長期継続契約ができる契約の種類を法律で限定していたものを、政令で定めた上で条例に委任していく枠組みにさせていただいて、当時できなかったOA機器の借入れであるとか、コピー機、あとはパソコンであるとか、地方公共団体が行政運営していくために一日も欠かすことができないサービスの供給を地方自治体の判断、条例で定めることができることにさせていただきまして、債務負担行為によることなく複数年度の契約を容易にできるような改正を平成16年にさせていただいたところでございます。

では少し飛びまして20ページを御覧いただければと思います。財務会計制度の傾向としまして、昭和38年に、地方公共団体が公金の管理を行わなければいけないことを原則とした上で、法令に特別の定めがあるものを私人に委託ができる制度をさせていただきました。要望を踏まえて随時、私人委託することができる、コンビニ収納することができる歳入に追加されてきたところでございまして、徐々に原則と例外が逆転しつつあるのではないかと。ポジティブリストのはずだったのに、段々とそのエリアが大きくなってきていて、原則と例外が実質的に逆転しつつあるのではないかというような状況になってきております。以上でございます。

これらを踏まえまして、今後どのような改正をしていったらいいのかというイメージを御提言させていただければと思います。21ページを御覧いただければと思います。

まず、先ほど来申し上げていますように、財務会計制度は非常に規律密度が高いということがございますので、この規律密度を緩和していくという方向性を検討して試みてはどうかと考えております。法律事項から政省令への委任、公正性等の水準を国の法令により明示した上で自治体の条例・規則へ委任していく方法、もう法令事項として廃止すること、段階的に検討して試みてはどうかと考えております。

続きまして、そのプラットフォームの創出というところでございます。見直しの方向性のイメージの2であります。これまでも公金の管理を民間の銀行である指定金融機関をお願いしている制度、あと公共施設など公の施設の管理を指定管理者、民間の方々にお願いしていること、一定程度民間の活力を前提とした制度が財務会計制度にございます。これらのエリアを拡充する方向で見直しすることができないか。新たなプラットフォームとして民間との連携をできる分野がないかどうか、そういった模索ができるかどうかということを御検討いただくのはどうかと考えております。

最後になりますが、22ページでございます。これらの見直しの方向性のスケジュール感を簡単ではありますがお示ししております。今年度中、令和3年度中にこの研究会において検討した上で、必要な法律改正事項があるということでございましたら、地方制度調査会にお諮りしつつ、地方自治法改正などに結びつけていくということで進めさせていただきたいとイメージしているところでございます。

長くなりました。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは次に意見交換に移りたいと思います。本研究会の今後の検討に当たりまして、皆様のお考えや問題意識、それから御提案、事例や御知見の紹介など、御意見を頂戴したいと思います。なお、御説明いただきました本資料は事務局の切り口によるものでございまして、本資料に限らず、その他の視点からの御指摘でも構わないと考えております。どなたからでも結構でございますので、どうぞ御自由に御発言をお願いしたいのですが、できれば挙手の機能を使って下さい。挙手という表示があると思います。挙手の機能を使ってお手をお挙げいただければ順番に御指名させていただきますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

どうでしょうか。何でも結構ですけれども。

それでは建部委員ですか、お願いしたいと思います。

○建部構成員 ちょっと今、専門外の民法の者から質問申し上げて大変申し訳ないのですけれども。

資料3の10ページの一番下の「令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項」の①に関して伺いたくて挙手をしたのですが、地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすることとなっておりますが、コンビニ収納としますとちょっと地方のニーズに答え切れないというか、最近というか、すごく僻地に住むことがありまして、コンビニすら近くにない。ですからコンビニ収納だけでなく、もうちょっと地方の僻地の方の収納しやすいものを全て含めて検討していただけたらなという、単に感想めいたというか、質問めいた雑駁なお話なんですけれども。よろしく願いします。

○高橋座長 今のお話、事務局、いかがでしょうか。

○渡邊理事官 事務局からお答えさせていただきたいと思います。

ここにコンビニ収納と書かせていただいておりますけれども、これはコンビニという事業者に特定した話でございまして、地方公共団体以外の私人、地方公共団体以

外の者をお願いして収納してもらうという制度全般を指しているものでございますので。要望としてはコンビニ収納ということで上がっておりますけれども、検討としては、地方公共団体以外の方々をお願いする範囲をどう考えるかということで検討させていただければと思います。

○建部構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございます。

自治体の提案がこういう形で出てきたのですが、ではこれを受け取る時にどういふふうに受け取るかという話を多分総務省は考えていらっしゃると思いますので、今の御回答のようになるかと思います。どうもありがとうございました。

それでは小西構成員、お願いいたします。

○小西構成員 ありがとうございます。高橋先生、お久しぶりでございます。

○高橋座長 よろしく申し上げます。

○小西構成員 ほかの先生方は大先生方なので、私のような者から口火を切ったほうがいいかと思ひまして、あえて申し上げさせていただきます。

まず、建部先生のおっしゃったとおりで、全体の視点として住民の福祉の向上とか住民のサービスの向上とかという視点をもうちょっと入り口段階で強調したほうがいいのではないかなという印象を、今日の御説明を伺っていて感じました。それが一つ大きな視点です。

それから以下、具体的な今日の御議論の中でですけれども、自治法の規律密度を下げるという方向性については私も賛成でございます。その時に2つ方向性があるって、国のレベルでの法令を例えば省令レベルとか、極端なことを言ったら告示まで下げてしまうとか、そういうことがあり得るのではないかと私は思っています。ただ、当然ですけれども、その時にはその委任の根拠となる自治法側をかなり明確に書くことが必要ではないかと思っています。

それからもう一つの方向性としては、国の法令はもうやめてしまって、条例なり規則なりに委ねていくという方向性で、この場合は、私も35年前に財務規則をちょっとだけやったことがあるんですけれども、基本的にはできれば規則に委ねる方向性が探ればいいのではないかなと思います。

それから3つ目に、そうした場合に、今の2番目の手法、条例でも規則でも、そこは議論があるところだと思うんですけれども、委ねた場合に、では自治体側はどうなるん

だということが出てくるので。例えばですけれども、これは行政課の皆さんが御承知であれば教えていただきたいのですけれども、今たしか、市町村税に関しては条例（例）というものを、昔の準則ですね、条例の準則に相当するようなものはまだ出しているんじゃないかと思うのですけれども、そういうようなことで技術的助言としてスタンダードをつくってあげるというのも現実問題としては必要ではないかなと持っています。

もちろん分権の議論とか自由度の議論とかということはあるのですけれども、先ほど申し上げたように規則や条例に委ねていくのであれば、そうした手当てというかアドバイスとか、そうしたものが必要になってくるなと思っています。

以上です。

○高橋座長 御質問も含めて御発言がありました。事務局、いかがでしょうか。

○渡邊理事官 おっしゃるように国の法令で定めるべきこと、国の法令を見て政省令を定めるか、告示まで落とすかということはあると思いますし、法令で定性的な基準を示す告示とかで参酌基準として好ましい財務会計基準、財務会計の手順とかを書くという方法もあり得るのかなと思います。

基本的には地方公共団体の規則なりに委任していくことも多かろうと思いますが、そこは物事に応じて国の法令でどこまで関与するべきか、国の法令でどこまで基準を担保するべきかということをお個別に考えていきながら振り分けをしていくというイメージで検討していくのかなと考えております。

最後に、条例の例のことについて小西先生に御示唆いただいたところでございます。たしか平成12年の分権一括法による見直しの時に、それまであった条例準則というものを一定程度見直す、どちらかというと廃止する方向で見直しがされたところでございますけれども、それでもなお、その当時、分権一括法でできました事務処理特例条例制度につきましては新たに条例の例を提示したということもございますので、それは物事というのでしょうか、性質に応じて柔軟にそれは条例で示すとか、国としての考え方を示すとか、そういったことを柔軟になっていくことはあるべきことだろうと思っております。

以上です。

○高橋座長 住民サービスの向上という視点も重要ではないかという御指摘があったと思いますが。

○渡邊理事官 失礼しました。すいません、それは資料としての表現はそこをもうちょっと前面に出すように工夫させていただきたいと思います。意図していることは我々も共有しております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは片桐構成員、お願いいたします。

○片桐構成員 財政法という観点から幾つか気になることをお話ししたいと思います。

まず、収納の私人委託という話ですけれども、大原則として会計管理者と支出命令官の分離といった制度等の関係をまずきちんと整理する必要があるのではなかろうかと思っています。会計管理者を分離する、支出命令官と分離するという制度は、そもそも公金の支払いを正当化する人と実際に支払う人が同一人物に帰属すると濫用のおそれがあるということで設けられているものと思います。

そうだとすると、ぶっちゃけて言えば、むしろ出納・収納は銀行などに委託してしまったほうが安全ということもあり得るわけです。実際、日本の場合、国庫制度は全部日銀が握っているわけです。

この点、地方の場合は、指定金融機関制度が採用されていることにはなりますが、今回議論されることとの関係で言えば、なぜ銀行などを指定するのか、ということが問題になると思います。それは、やはり銀行が信頼できるからなのだと思います。そうすると公金の取扱いを私人に委託する場合に、その私人が、銀行のような伝統的な金融機関と同程度の信頼があるのか、あるいはそれほどの信頼が必要とされるのか、必要とされるとしてそれをどのように担保するのかというのが、まず一つ重要なポイントなんだろうと思います。

私もコンビニ決済も含めて様々な決済方法を使いこなしているほうなので、そのような手段が信用できないとは全く思いません。ただ、しかしながら、今後ベンチャーも含めて決済手段提供事業者がたくさん登場してくれば、ではそれに公金の取扱いを委託するとして、その経営の健全性などは気にしなくてよいのか、気にするとしたらそれはどういうふうに判断するんだということが問題になろうかと思っています。これを国の側でやるのか、それとも地方公共団体がそれぞればらばらにやっていくのかという点も含めて難しい論点がありそうだな、というのがまず一点です。

それから2番目ですけれども、従来、指定金融機関と公共団体、指定金融機関と市民、それぞれの間でのお金のやり取りは、古くは手形の振出しだとか納付書だとか、そうい

う伝統的な手段によって構築されているところなのだろうと思います。私自身、いまいちよく分かっていないところもあって、今回教えていただけたらなと思っているところなのですが、そのような個別の紙ベースのやりとりではなくて、例えば決済ネットワークみたいな、日銀ネットみたいなああいいうネットワークに置き換わって、まとまって取引されるということがあるのではないかと。そうでないのであれば、一々紙ベースに落とすなんていうことはもう非効率極まりないのであって、メリットも何もないということにはなりはしないか。他方で、そのような方向性で進むのであれば、これが具体的にどのように変わりうるのか、まずその実態をきちんと認識したほうがよろしいのではないかとということが2点目です。

それと関連して3番目ですけれども、これは現代の決済手段法みたいなことを研究されている先生方、例えば東北大学の森田果先生とかその辺ですけれども、ああいいう方々がいつもおっしゃられているのですが、決済上のリスクの在り方がやっぱり変わってきているということがあるかと思います。その意味で、決済上のリスクがまずどこにあるのかということと、それから実際リスクが顕在化したときに誰が負担を負うべきなのかということは、あらかじめある程度見通しを立てておかないと、公共団体のほうでそれが怖くて二の足を踏むこともあるでしょうし、逆にそこを目をつぶってやってしまったがゆえに公共団体の収納において著しく収納欠損が発生する可能性もあるだろうと思います。

4点目です。私は地方公共団体で個人情報保護の審査会の委員とかもやっていますけれども、コンビニ収納なども、個人情報保護の観点から問題になることがたくさんあります。そうだとすると、今までは、個々の公共団体が、個人情報保護審査会を開いてやっている可能性があるわけです。もちろん、個人情報保護法の今後の進展との関係で、市町村レベルのその手の審査会が有する機能は変わりうるわけですが、個人情報に限らず、決済上のリスク以外にも、そういう付随する事務とかリスクについても目配りをする必要はあるだろうと思います。

最後に、決済手段というのは住民から見ると生活の自由に、利便性と言ってもいいですけれども、個々の住民の自由に直結する問題でもあります。たとえば、昼間の窓口でしか収納しないのは、個々の住民に不自由を強いています。それと裏腹に、深夜コンビニで料金を払おうとしたらシステムがダウンしていて期日までに入金できなかったというのもやはり自由の問題でもあると思います。そういう点も含めて考えてみると、ど

の決済事業者を選んでいくのかによって、私たちの暮らしのあり方、自由のあり方も変わるというのがとても重要な観点だと思います。

すいません。長くなりましたけれども以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございます。片桐先生に教えていただきたいのですが、3番の、リスクの在り方が変わってきているというのは、具体的にどんなお話が議論されているのかを御紹介いただいたほうが事務局も答えやすいと思います。

○片桐構成員 例えば現金の場合であれば、その現金が手渡された時点で弁済が終わるといふ、決済が終わるといふことでファイナリティーがあるわけですがけれども、電子的なやり取りをすると、金融機関でグロスでまとめてやり取りをしていくことが行われるわけです。金融機関内の決済であれば相殺してグロスにまとめて、次の金融機関との間ではさらにグロスにまとめてということをやっていくわけですがけれども、こういうネットワークの中に新たな決済事業者が入ってくるとなると、その金の動き方が変わってくるということ、その金の流れが変わってくると、その中のどこで何かが起こったときに結局誰が負担するんだという結構難しい問題がある。難しい問題があるというよりは、少し違うことがあり得るのではないかということでございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。5点御指摘いただきましたが、事務局、その辺、答えられることは答えて、積み残しの点は積み残しということで御回答いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小川行政課長 行政課長でございます。全てにお答えできるかどうか心もとないところですが。

まず最初、建部先生がおっしゃられたコンビニのみでなくというお話と、それから今、片桐先生がおっしゃったところで、決済手段が伝統的手段から変わっていくと。その時に国庫でいえば日銀を使い、地方であれば指定金融機関を使い、という話にやや触発されての話です。これだけコンビニチェーンが統合されてくると、コンビニというのは一つの信頼できるネットワークというか、インフラというか、プラットフォームであろうと、こういう感じがあるんですね。

コンビニの一部でリスクなり金融上のトラブルが生じて、コンビニのチェーン全体としてそれはカバーされると。例えばローソンとかセブンイレブンとかその全体がクラッシュすることはないだろうと。そういう意味で信頼に足る、銀行並みとは言いませんけれども、銀行に準ずるようなアクターとして地方公共団体の役割の一部をお願いし

ていいのではないかと。このようなことを恐らく暗黙の前提として議論をしているところがあると思います。

そういった意味での信頼に足ると我々が思っているものについて、しかしそれが本当に信頼に足るものなのかどうか。先ほどのお話でいえば、決済権者の健全性を誰が判断するか、あるいはどのように判断するかということ、今は何となく思い込みというか、もたれかかるようにしてコンビニを頼っているんですけども、今後そうしたものに全面的に依拠するとなれば、行政として、国として、あるいは地方公共団体として、その健全性を確保していく方法を考えなければいけないということが課題の一点かと思っております。

それからやや付随的ですけども、個人情報保護の話もございました。たまたま私も行政課で今回の個人情報保護法制の改正を担当いたしました、地方公共団体の審査会・審議会の役割はかなり縮減されると考えております。従来であれば一件一件アドホックに何かをする前には必ず、エクスキューズの意味も込めて審査会にかけていたというビヘイビアは、今後なくなっていくということ。基本的には国の法令、それから国が示すガイドラインの類いによって、あらかじめ行うべきことは明示されている世界になっていくということを考えてございます。そうすると審査会にかかるのはその地域のみに係る特有の事象、それから反復継続的に出てくるようなものについて、あらかじめ事案を想定して各団体ごとの対応をプロアクティブに決めておくという、こんなような機能に大きくシフトしていくのではないかなと考えておるところでございます。

多分、御質問5つのうち、1.5ぐらいしか拾えておりませんが、まずは私からの答えでございます。

○渡邊理事官 では、制度的な御質問が若干ありましたので、まず1番目の、首長と会計管理者の支出手続における機能分担のところを若干説明させていただきたいと思いません。

おっしゃるように、ダブルチェックというのでしょうか、支払いという事務においてプレーヤーを2人出すことによりまして、相互牽制により支出の適正化を図るとというのが、自治法上なり国の会計法でもそうですけれども、そのような制度となっております。そのために支出負担行為という概念と支出命令という機能を分離して、支出負担行為を首長に、支出命令を会計管理者に行わせることによって機能分化を図ろうというのが制度の根幹となっておりますので、この制度の根幹、両者による機能をそれぞれで分担し

合うという根幹を変えることはできないのかなと思っております。

その上で、片桐先生がおっしゃるように、支払いをするという役割を担う者をどのように考えるかというところを、今回、踏み込んで考えていけることがいいのかなと思えますし、今までそのパートナーとして指定金融機関という銀行が担ってきたところはあるんですけども、昨今の情勢を踏まえて何とかペイとか、クレジットカード会社であるとか、そういった金融機関を銀行と同等の、各種銀行法とかの法律で担保された銀行と同等して見ることができるかどうかということは検証しつつ、その概念整理をしていくということなのかなと思っております。ここは自治体の個別の判断というより、経済活動の一つのルールとして国において考えていくのかなというのはイメージとしてございます。

あと、実態として手形でやり取りしていた時代から電子決済とかいろいろ出てきて、いろいろなサービスが出てきて、前払い方式であるとか、ポストペイとかアフターペイとか、いろいろな決済手段が出てきていて、どの時点で現金を収納する時点と捉えるかとか、その実務は非常に自治体において煩雑になっていくのだろうと思います。決済手段の拡充は止められないというのでしょうか、妨げるようなことでもありませんので、それに対応していくということになると様々な方法が考えられますから、そこに柔軟にどう対応していくか。そこは一定程度国としてそれぞれの決済手段にどう対応していくかということもお示ししつつ、対応していくのかなと考えております。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。また御議論を精査していただいて、次回に反映させていただければと思います。片桐先生、それでよろしいでしょうか。

○片桐構成員 結構です。ありがとうございました。

○高橋座長 それではまたよろしく願いいたします。

それではほかの先生方、いかがでしょうか。もしございましたら。では石川先生、お願いいたします。

○石川構成員 ありがとうございました。

緩和していくということは、先ほどの住民福祉の向上というところからすると、利便性が高まるということは確かにその通りであると認識していますが、一点気になるところがあります。確かにコンビニ収納、あるいはペイペイみたいなものが導入された場合に、果たして小さな規模の自治体がこういうデジタル化に対応することができるのかと

ということが不安材料となるのではないだろうかということを思いながら、伺わせていただいております。それゆえ、資料3の21ページではプラットフォームの創出という御提案もされているんだと思うのですが。

確かに便利ではあるので、使えると思うのですけれども。例えば、先般、LINEの情報が漏えいしてしまったということがありましたし、その辺りのところを果たして小さな規模の団体で厳密に管理することができるのかということが懸念されます。というのもこの21ページの資料ですと基本的には②に「地方公共団体の条例・規則へ委任」というところがありますので、各団体に任せるというスタンスをイメージされていると思っております。その辺りをある程度のルールや、仕組みを事前に提示しないと、万が一漏えいしてしまったりがあったときに対応することが、極めて難しいのでは、と思われました。

質問というよりも意見です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。御意見ですが、もし事務局、御回答、御対応があればと思います。

○小川行政課長 よろしいですか。事務局でございます。

石川先生の御指摘、まさに私どもの関心の中核の部分でございまして、小さな団体が全てのリスクなり制度を理解して、この新しい決済手段といったものを利用するというのは、かなりフィクションの世界になるだろうと思います。

一方で、世の中を見渡しますと、例えばアマゾンのマーケットプレイスに出ている小さな業者さんは恐らく全体の仕組みを理解しているわけではない。それから自らの決済手段を持っているわけではないですし、流通手段も持っているわけではない。けれども、マーケットプレイスに出店することでいっばしの商人として商売ができる。それは楽天市場でも一緒なわけですがけれども。これと同じような意味で、何らかのプラットフォームに乗っかることによっていっばしの地方公共団体としての財務会計上の行為ができる、このようなものをむしろ欲している面が強いのではないかなと考えておまして、そうしたものを地方自治あるいは行政の仕組みの中で考えることができるかどうかということを、ぜひこの研究会の中で御議論いただき深めていけたらなと考えていて、その意味では私どもの関心に近いというところでございます。

それに関連して、条例や規則への委任についてもお話がありました。冒頭で小西先生からもお話がありましたけれども、これもまた地方公共団体からすると、先ほど理事官

から説明しましたこれまでの改正経緯を見ますと、各団体から分権提案あるいは規制改革の提案で出ているのは、実はこれまでの伝統的な分権提案とは違っています。これまでの分権提案ですと国の法令を緩和してほしい、余計なことを決めないでほしい、自治体の条例で決めさせてほしいというわけですけれども、こと、財務会計上のは国のほうでしっかり決めてほしい、国の何らかのものを決め切ってもらいたい、私たちが国の法令に基づいて財務会計上の行為ができるようにしてほしい、しかもそれを迅速にやってほしいと。2年も3年も審議した上で法律改正を待つのではなくて、新しい決済手段、何とかペイナリが出てきたときには、そういうものをすぐに国の制度の中に取り込んでほしいと。突き詰めて言うとかいいうことを皆さんおっしゃっているわけでありまして。

今風に言うとアジャイルな対応をしてくれと、こういうことになっているんですけれども、法律改正というのは最もアジャイルとは対極にあるわけでありまして、基本的に年に1回しかできない。それからデジタルとか決済手段といった極めて専門性の高いところを審査する機関として、国会が最適な機関かということについていろいろな議論もあるということです。

そうしたことを考えたときに、先ほどのお話がありますように政省令に委任する、さらには政省令でもない、法規ではないガイドラインのレベルまで落とし込んで、そこで何らかの実質的な能力を持つ審査者が方針を決めて、これを新たな仕組みとしてアジャイルに取り込んでいくということができないかというように問われているんだと。法律論に則して言うとかいような問題意識を持っています。

ただ、それが民主的統制とかあるいは法律による行政の原理に対してどれくらい許容されるものかどうかというのは、私どもの重大な問題として考えておりまして、その両立といいますか、その頃合い、バランス点をこの研究会で御議論いただけたらと考えておるということでございます。

やや論争的な物言いになりますけれども、私どもが考えておる論点というのはその辺りにあるということでございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは木村先生、いかがでしょうか。

○木村構成員 今までのお話の感想ですけれども、大きく2つの論点があるということで、21ページ、先ほど来、御議論されていることですが、今の課長の御説明を伺う前は、小西先生とほとんど同じような方向感を持っておりまして、極力政省令に委任して、な

おかつ条例ではなく規則でいくのかなと、そういう方向感を持っていましたけれども、ほかの選択肢もあり得ることを今の課長のお話で認識しましたので、それを含めて今後考えていきたいと思っております。

最初の政省令に落とすかどうかという古典的な話でいうと、私は法律に書き過ぎているという印象はもっております。これは会計法がかなりがっちり書かれているという、それとのバランスもあったと思いますので、これまでの経緯としては致し方なかったのですが、今後の方向性としてはより柔軟な規範設定ができる政省令あるいはガイドラインに移していくのが本来好ましいことだと思います。

ただその一方で、指定金融機関の担保提供とか、あの辺は法律事項なのではないのかなというのが私の個人的な見解ではありますが、そういった国との関係では例外的な仕組みを含めて、どのような規範を設定していくのかというのは、個別に検討していく必要はあろうと思います。

条例との関係でいえば、最近の例でいえば、住民訴訟の問題を受けて財務会計職員の賠償責任を条例で一部定めるような流れがありますので、方向性としては条例もあり得るのだとは思いますが、私の認識としては、基本的には、この辺りの財務制度というのは、民主的なコントロールの要請は相対的に少ないのではないかと考えております。さらに言ってしまうと、これまた御異論はあるとは思いますが、先ほど来御説明あるいは御提示されている考え方として、住民サービスとか住民の便宜というのは最終的な目的としてあることは確かなのですけれども、その一方で自治体の財務、とりわけ出納の問題、公金の支出・収入の問題というのは、住民の権利・義務とは直接的な関係にないという見方が、少なくともフランスあたりの理解ではありますので、そういう観点からすると、いたずらに民主的な統制とかあるいは住民の権利・義務という観点に直結させるのはやや抵抗があるというのが、今のところの考え方でございます。

それから、もう一つ大きな問題として、プラットフォームの創設ということにつきましては、これはまた議論が今後続けられると思っておりますので差し当たってのコメントだけさせていただくと、まさに冒頭の事務局の御説明にあったように、原則と例外がもうひっくり返っている状態でありますので、原則を掲げる意義は改めて検討する必要はあろうと思います。

他方、従来の原則を否定するのであればそれなりの担保手段は必要であるはずで、先ほど来お話にあったような現代的な紛争、現代的な問題は一筋縄ではいかない問題が

多々あるとはいいながら、その一方で古典的な問題と言うべきことがあるはずでありまして、その一つが損害賠償責任の所在、あるいはその手続の問題になると思います。この辺り、民間に任せるのであるから当然に民法でいくべきだ、その手続によるべきだというのが基本的なスタンスだと理解しておりますが、それで本当に足りるのかというのが根源的な問題として存在しているということを最初に申し上げておきたいと思いません。

以上です。

○高橋座長 いかがでしょう。事務局、コメントできることがあればコメントしていただけるとありがたいと思いますが。

○木村構成員 ちょっとざっくりとした話なので、コメントしようがないところもあると思いますので、無理には結構です。

○高橋座長 いえいえ、はい。それではよろしいでしょうか。

では山本先生、いかがでしょうか。

○山本構成員 私はそれほど大したことをまだ考えていないのですけれども。御報告を伺って、あるいはただいまの御意見を伺って、今日の資料の3の21ページに2つのこと、すなわち規律密度の緩和とプラットフォームの創出と書かれておりまして、この規律密度の緩和に関して、法律事項から政省令に委任する事項を増やすとか、自治体の中でどうするか、あるいは法令と条例との関係をどうするかといったことが一つのポイントになっています。

ただ、それはアウトプットの話、結果の話であって、今もそうですし、これからどんどんいろいろな変化が大きくなっていく、例えば取引手段が多様化したときに、それをどう評価するか。それを積極的に取り入れていくのかいかないのか。あるいは、先ほどもお話がございましたけれども、新たな事業者が出てきたときにその信用度がどれくらいあるのかないのかといったことを、どういう手続、プロセスで審査して、国と自治体が共に新たな社会的な要請と知見を取り入れていくかというところが、これから重要ではないかという感じがいたしました。

そこで得られたものを政省令の形にするのかどうするのかということも確かに重要ではあるのですが、その前の段階が重要ではないかというのが一つです。

それからもう一つは、直接議論して何か具体的なものが得られるかどうかと言われると、答えはないのですけれども、財務のコントロールの仕方を、積極的にデジタル化を

活かすような方向でできないかという視点もあろうかと思います。昔から言われていることで今日出ていた話でいえば、統一的な枠組みをつくることによって自治体間の比較ができて、それによって透明性が高まって、それが住民等の評価にさらされやすくなるということがあるかと思えますけれども、例えばそういったところにデジタル技術を活かしてさらにそれを高度化していくことがあり得るという気がいたしました。

ただ、私も具体的なアイデアを持っているわけではありませんし、具体的に何か成果が出てくるかと言われると、ちょっと見通しが見つからないところですので、感想程度にさせていただきます。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

○小川行政課長 1点目でございますが、まさに新たな主体なり手続が出てきたときに、その適格性とか安全性とかこうしたものをどう審査していくかということ、私どもも深刻に受け止めているということでもあります。

これまでの財務会計制度の頑強な手続を経て改正をしてきたとすれば、そういったものが出たときに、民間でそうしたものがもまれて、場合によっては失敗したり倒れたり淘汰されたりしたその成果を取り込むということでやってきたと。まあ、積極的、肯定的に言えばそういった手続で財務会計、行政、地方の財務会計制度は対応してきたのだらうと思いますが。昨今の分権提案あるいは規制改革提案等ではそれでは満足しきれないというのが地方公共団体からも、またもう一方のアクターである経済界、事業者からも出てきておると。それにどう応えていくかということが、私どもが今、突きつけられている課題だと考えておるところでございます。

お答えになりませんが、私ども、考える立場としてはそういうふうに認識しているということでございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

木村先生の御発言に関連して私もちょっとお聞きしたいのです。ビットコインみたいな話があって、信頼している業者でも、どかっと、トラッキングに遭って経営が一挙に傾くというようなこともあり得ないわけではない。その時に民間の処理に委ねると当然破綻処理してしまっ取りっぱぐれてしまうという話があって、リスクが残るわけです。

こういう場合に、例えば、担保の話もありますが、どうなんですか。プラットフォームを形成して連帯して何がしかのリスクを保険的に考えるスキームみたいなこと

も考えていらっしゃるのかどうか。この辺はいかがなんでしょうか。この辺は多分民法では処理できないことがあるんだろう、ということの木村先生はおっしゃったんだろうと思うのですけれども。そこはいかがでしょうか。

○小川行政課長 事務局ではまだそこまでの具体的なイメージがあるわけではございません。

○高橋座長 分かりました。その点もきつと検討課題だと思しますので、ぜひ今後考えてみていただければありがたいと。木村先生、そんな感じでしょうか。今ので、私。

○木村構成員 はい、おっしゃるような問題が一つあると思います。民法に頼るといふことのリスクも検討するべきだということでございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それから、私のほうから今後の進め方ということですが、見直しの方向のイメージの規律密度の緩和につきましては、これは領域的に見てみるとやはり差が出てくるだろうし、新しい課題ということからはピンポイント的に取り上げるべき論点も出てくると思うのです。大まかにどんな方向で検討の方向性を考えていらっしゃるのかなというのをお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○渡邊理事官 財務会計制度、冒頭に御説明しましたように非常に広範な制度で、それぞれ個別の制度ごとに見ますと要請がまたいろいろと違うところがございます。例えば予算・決算制度でありますと、どうしても国との連動性、他の地方公共団体との連動性、そこによりまして比較可能性を高めるという制度の趣旨もございますから、そういった必要性があるということ。

公金に管理につきましては、既に日本銀行を中心とした国の決済システムと指定金融機関なりを中心とした地方公共団体の制度がそもそもちょっと違うところもございしますので、そこを違えることができるのではないかと。

そういったところを踏まえまして、個別の制度ごとに国との連動性とか、住民との関わりとか、経済主体との関わりとか、そういうところを洗い出しながら、マトリックスでいろいろ整理させていただきながら、個別の分野ごとの検討の方向性を提示させていただいて、その方向性に基づいて提示をしていく。で、改正の方向性が見えたものは順次その改正の御提言を頂く形で検討してみてもどうかと考えております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

一通り、構成員の先生方から御発言を頂戴しました。石川先生、いかがでしょうか。

○石川構成員 ありがとうございます。

先ほど山本先生がデジタル化することによって財務会計に活かされるようになるのかということをお聞きされていたので、ご質問について私が存じ上げている事例から一点御紹介させていただきます。その事例は水戸市の事例です。デジタル化を進めるということでもともと始められた事例ではないのですが、財務会計に係わる内部統制にAIを活用することができないかということをご検討されていた際にでてきた成果の一部です。その一例として、財務会計システムのデータを使って、「扶助費の支出額」を予測して、無駄のない予算額を確保することを検討され始めています。

それから決算審査では、月別・節別の支出に係るデータを使用して時系列トレンド分析をとり入れることを検討されています。これも紙媒体ではできなかったことが、データを使用することで効率化が図ることができる事例です。今のところは、実証実験段階ではあるのですが、デジタル化の効果ということで、お話しさせていただきました。以上です。

○高橋座長 どうも御指摘ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

○小川行政課長 すいません。ちょっと調べさせていただきたいと思います。今、承知している事案ではございませんので、調べさせていただきます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

ほかに先生方、追加で御発言ありますでしょうか。では建部先生、お願いします。

○建部構成員 すいません。先ほど国の制度との関係で個別の論点を洗い出すとおっしゃっていたので、一点追加でお伺いしたいのですけれども。

先日の国会で相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立しまして、土地が国庫へ帰属するケースがこれから増えていくのかどうかちょっと見通しは立たないですが、そうなりますと資料3の18ページの土地の貸付けについても今後国の制度が動く可能性があるのか。あるとすればやはりそちらの方向性を踏まえて、可能であれば地方自治法への影響も検討する必要があるのかということをお伺いしたいというか、せっかく民法でおりますので、一点お伝えしておいたほうがいいかなと思って発言させていただきました。

○高橋座長 事務局、いかがでしょうか。

○渡邊理事官 相続の土地の所有権をめぐる特別法が今国会に提出されているところがございます。基本的には国に所属するということがございますから、それを踏まえてま

た必要な検討はさせていただくということだと思っております。

○高橋座長 御指摘ありがとうございました。

では小西先生、いかがでしょうか。

○小西構成員 ありがとうございます。

分権改革の時の議論をちょっと振り返ってみると、金融に関してはやはり地方自治体は非常に苦手といたしますか、やはり扱いが難しいというのがあの時の議論でも少しあったのではないかなと思うんです。

あえて論争的というか議論を活性化させるためにちょっと極端なことを申し上げますと、例えば先ほど来出ている信頼すべきシステムなり機関なりをどうするのかということについては、例えばですけれども国の側が主導して認証をするようなこととか、こういう仕組みだったら地方団体にはお勧めですよというものを、ちょっと古くさいやり方なのかもしれませんが、現実問題を考えると、ゴーサインを何らかの形で国が出すことも必要ではないかと思いました。

思いつきで申し訳ありませんけれども、初回の会なのであえて申し上げさせていただきました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

では片桐先生、いかがでしょうか。で、事務局はその後まとめて教えてください。

○片桐構成員 すいません。ありがとうございます。

先ほどの相続未完了土地の話とのよく似た関係の話ですけれども、すでに手当てをされたのかどうか分からないのですが、問題提起させてください。孤独死との関係で相続人の調査を地方公共団体がやっているわけですよね。ところがその費用は基本的には一般行政費の中から出ているわけです。他方で、亡くなった方が何らかの財産をお持ちであるということはまああって、このような場合、歳計外になっていると伺ったことがあります。最終的に見つからなければ国庫帰属してしまうので、少なくともその相続人を探した費用分ぐらいこっちに出来ないかという話が多分六団体からも上がっているんじゃないかなと思うんです。

この研究会が議論することなのかどうか分かりませんが、これはすごく重要な問題だと私は個人的には思っています、余裕があればそういうことも議論ができたかなというのは思ったりもしています。

それから2点目ですけれども、先ほどおっしゃられた金融機関の認証、確かにそれが

できれば一番いいんですけれども、今、新しい決済事業者をどう考えていくのかというのは、まさに究極的には中央銀行デジタル通貨みたいなところまで含めた世界的に大きな論点になってしまっているところでございます、それを地方公共団体の収納事務のために新たに認証制度をつくってほしいというのは、言ってみてやってくれるんだったらいいんですけれども、ちょっと論点を重ねて上乘せし過ぎなのではないかという気がしなくもないところです。

逆に言ってしまうと、地方公共団体というか、公共団体の収納事務に使われる決済手段というのは一番安全性が高いと普通はみんな思うはずなんです。そうだとすると、金融庁というよりも、むしろそちらに認証で使えるほどの安全性というのは何かというのを先に明らかにしてほしいみたいな話になりかねないところもあるかなと思っていて、ちょっとそこだけコメントさせていただきたいと思います。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それではまとめて事務局、コメントしていただければありがたいと思います。

○小川行政課長 かなり事務局の能力を超えつつあるんですけれども。

先ほどの信頼すべき機関とか手法の認証のところは、まさに片桐先生がおっしゃったように、多分自治体の能力を超えるところだろうと思います。実際に担い切れるものでもない、そうしたところで無理して認証させることによってモラルハザード的なことも起きるのではないかと考えております。

うまく説明ができないのですけれども、同業者団体あるいはそうした業界内での自己認証というか相互認証的なものが確立してきて、それに準拠するような形が取れたらなと思っています。そうした仕組みがないかなど思ったりしていると。まだそれくらいの星雲状態でございまして、確たるお答えができなくて申し訳ございません。

○高橋座長 初回でございますので、いろいろとこれからの御検討課題を出していただくというのは大事です。よって、今回、幅広に出していただいてありがとうございます。重要な論点を幾つも出していただいたと思います。

ほかに追加でいかがでしょうか。何かございましたらば、この際ですので。事務局に即答してもらわなくても、今後御検討いただく論点ということで構いませんが、いかがでしょうか。

○小川行政課長 事務局から一点よろしいでしょうか。

○高橋座長 どうぞよろしく。

○小川行政課長 一つ、私どもが懸念しているというか、こういう議論は避けたいなと思っておりますのは、今お話があったような一定のリスクがありそうな手段、主体が出てきたときの対応です。今までですと公金の扱いは極めて安全性を重視すべきだということで、一番後からついていくというのが基本的な発想だったように思うんですけれども、昨今いろいろな経済界の議論、あるいは規制改革の議論等を見ますと、なかなか民間のお金は動かない中で、むしろ自治体がリスクを取ればいいじゃないか、自治体から率先してやってはどうかと、こういう感じを受けるときが非常にあるわけです。

つまるところ税金だから大切に、というのが我々の考え方ですけれども、税金だからチャレンジできるんじゃないかという雰囲気がありまして、この話をどうすみ分けていくかというのは、実は私どもが考えなければいけない話かなと思っております。この辺りについてももし御印象なりあればお伺いできればと考えておるところでございます。

○高橋座長 いかがでしょうか。片桐先生、いかがでしょうか。そこは。もし御発言があれば。

○片桐構成員 難しいところだなと思うのです。というのも、自治体がリスクを取ればいいじゃないかと言っている人が最終的にリスクを引き受ける人ではない可能性が高いのですよね。要するに、リスクが顕在化して、例えば自治体が大きく赤を出した場合に、例えば再建団体だとかに落ちてしまったりして、税金がすごく上がったたり住民サービスが下がったりすることを引き受けるのは住民なのであって、あるいはそこに国費を投入するというのだったら、最終的には国民全体が引き受けることになっているわけです。なので、そういった議論抜きに、リスクを取れ、というのは、なかなかわかには正当化し難いというのは思います。

他方で、あまりにも従来の公金の管理だとかがリスク回避的過ぎてしまって、効率的でないのではないかというのは、そうかもしれないな、と思います。民間では、リスクをヘッジしながらある程度許容できるところに抑えようと努力されているのでしようし、そういう技術も発達しているから、そういう御指摘もあるのだらうと思うんです。要するにリスクがあるから全部駄目、リスクがないなら全部いいと、そういう話でもなかろうということでしょう。

適切なリスク管理をしたら、もうちょっとやれることがあるんじゃないのということなんでしょうね。

そこはなかなか難しいところもあるんですけども、全面的にそうだそうだとするのではなく、他方でじゃあ駄目だ駄目だとするでもなく、やはり着地点を探すことは継続してずっと議論していかなくてはいけないことなのではないかと個人的には思っています。

○高橋座長 ありがとうございます。木村先生、いかがでしょう。

○木村構成員 まさに私が先ほど申し上げかけて、なおかつ座長が追加でコメントされたことに関わる話だと思います。民間に委ねることに伴うもろもろのリスクをどう評価するかということで、最終的には賠償責任の話に行き着くだろうということで私は申し上げたわけです。

そのための手段なり許容範囲の線引きは、もろもろあると思います。そもそもを言えば、そういうリスクを避けるために、伝統的な財務制度というものは、堅実な仕組みを取ってきたわけです。特定の公務員しか公金を管理させない、せいぜい指定金とか類似の金融機関ぐらいだと、そういう枠組みを取って、極力違法な支出、無用な支出を避けるべきだというスタンスに立っていたのが伝統的な財務制度であって、それを今、大きく修正しようとしているわけですから、それに代わる何らかの担保手段ないし代替措置について議論する必要があるだろうというのが私の考え方です。

その中身についてはまた今後検討するべきで、それぞれを通じて原則の立て方を含めて議論するべきだと思うのですが、一つだけ、フランスの考え方を言えば、こういうもろもろのリスク、賠償責任をベースにしたリスク回避について、会計検査院に相当する機関が賠償責任を審査するという仕組みが取られております。まさに民法から逸脱して、手続的にも特別なルールを取って、リスク回避を図っている仕組みです。ですので、そういった手続的な観点も含めて現代的な変容に対する担保手段を考えていくべきだという問題意識を持っているということでございます。結局、民間に委ねるにしても、それなりのハードルは必要だということになると思います。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございます。石川先生、財務統制が御専門です。それから山本先生、では併せてお願いします。まずは石川先生、お願いします。

○石川構成員 私のほうからは特にはないので、すいません。

○高橋座長 では、すいません。申し訳ございません。では山本先生、いかがでしょう。

○山本構成員 私も先ほど片桐先生が言われたことと、大きく言うと同じような感じを持

っております。

一つは、自治体がリスクを取って積極的に打って出ればいいじゃないかという話だったと思うのですけれども、それであれば、他方で自治体はもうかる分野にもどんどん入って行って、利潤追求する活動をしていいのかという話になるわけです。要するにそのところだけリスクを取れということは、簡単に言えるのですが、そうすると自治体がどんどん経済活動を活発にやれということになりかねません。しかしそうなりますと、これはやはり自治体の在り方といいますか、自治体の存在意義自体に関わる問題ですので、そう簡単に言える話ではないのではないかと気がするというのが一つ。

ただ、他方で、今までリスクをとにかく最小化するところに傾注するというやり方をもし取ってきたとすれば、実際にはそこまでいっていないと思いますけれども、そうだとすれば、それが本当に自治体にとって効率的な財務のやり方なのか。それによって自治体に手間がかかっている部分があるのではないかとか、住民の側の利便性を犠牲にしている部分があるのではないかとということがあるので、とにかくリスク最小化という考え方に対しては考え直す必要がある。本当に効率性等がそれで達成できるのかということころは、考え直す必要があるのではないかと。大きく言うとそういう感じを持っております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。貴重な御指摘を頂きまして、事務局、何か感想はございますか。

○小川行政課長 ありがとうございます。しっかり受け止めて検討を進めたいと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに何か、この際でございますので、事務局に対して論点の御指摘とか御要望とかあれば出していただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。効率的に御議論いただきまして、かつ御活発にも御意見を頂きましてありがとうございました。時間より前ではございますが、議論は出尽くした感がございますので、ここら辺で締めさせていただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは今後の研究会でも引き続き御議論いただくとして、本日はこの辺りで議事を終了させていただきたいと思います。なお、次回の進め方につきましては、本日の議論を整理した上で、改めて構成員の皆様事務局から事前にお示しさせていただきたいとお願い

したいと思います。

最後に、次回につきまして事務局から御説明を頂戴したいと思います。

○渡邊理事官 本日はありがとうございます。第2回につきましては6月7日、月曜日、14時からを予定しておるところでございます。詳細につきましては別途御連絡させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋座長 どうも御協力ありがとうございました。それでは本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上